

岩手県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則及び岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月17日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第2号

岩手県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則及び岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

(岩手県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部改正)

第1条 岩手県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成11年岩手県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第3(第7条関係) [略] <u>財団法人岩手県文化振興事業団(昭和60年3月26日に財団法人岩手県文化振興事業団という名称で設立された法人をいう。)</u> <u>財団法人岩手県スポーツ振興事業団(昭和60年3月26日に財団法人岩手県スポーツ振興事業団という名称で設立された法人をいう。)</u>	別表第3(第7条関係) [略] <u>公益財団法人岩手県文化振興事業団</u> <u>公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第2条 岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成13年岩手県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第3(第16条関係) [略] <u>財団法人岩手県文化振興事業団(昭和60年3月26日に財団法人岩手県文化振興事業団という名称で設立された法人をいう。)</u> <u>財団法人岩手県スポーツ振興事業団(昭和60年3月26日に財団法人岩手県スポーツ振興事業団という名称で設立された法人をいう。)</u>	別表第3(第16条関係) [略] <u>公益財団法人岩手県文化振興事業団</u> <u>公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。